

# 蒲郡市立学校職員（市費負担教員）に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、公務の円滑な執行に資するため、蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第21号）第1条に規定する市費負担教員（以下「市費負担教員」という。）が、公務のための旅行に際し、自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で次に掲げるものをいう。
  - ア 市費負担教員が所有する自動車
  - イ 市費負担教員の親、配偶者等が所有する自動車のうち、市費負担教員が日常使用しているもの
  - ウ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入した自動車のうち、市費負担教員が日常使用しているもの
- (2) 公務使用 公務に利用するため自家用車を運転して旅行することをいう。

## （届出の手續）

第3条 市費負担教員は、公務使用をしようとする場合には、第3項各号の要件を確認した上、校長に対して、あらかじめ運転免許証（マイナンバーカードを運転免許証として利用している場合にあつては、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリにより表示された免許情報）及び任意保険の加入を証明する書類を提示するとともに公務使用自家用車届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）を、毎年度提出しなければならない。

- 2 市費負担教員は、公務使用中の交通事故には、自家用車の保有者が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害賠償することとなることを十分に認識し、届出書を提出しなければならない。
- 3 校長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めた場合には、届出書

を受理してはならない。

- (1) 自家用車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく点検及び整備をせず、又は検査を受けていない場合
- (2) 自家用車について、保険金額1億円以上の対人賠償保険及び保険金額200万円以上の対物賠償保険が付されていない場合
- (3) 市費負担教員が、運転免許を受けた日から1年を経過していない場合（校長が公務使用に係る自家用車使用特例許可願（第2号様式。以下「許可願」という。）により教育委員会に申出をし、許可された者を除く。）
- (4) 市費負担教員が、交通事故を起こし、若しくは交通法規に違反したことにより、刑法（明治40年法律第45号）、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）若しくは道路交通法に基づく刑罰を科せられてから1年を経過していない場合、同法第103条に基づく運転免許の取消しを受け運転免許を再取得してから1年を経過していない場合又は運転免許の効力の停止期間を終えてから1年を経過していない場合（校長が許可願により教育委員会に申出をし、許可された者を除く。）
- (5) その他不相当と認められる特別の事由がある場合

4 市費負担教員は、届出書が受理された場合において、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、又は当該自家用車を処分したときには、速やかに校長に対して、公務使用に係る自家用車取消届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

5 市費負担教員は、届出書が受理された場合において、公務使用をする自家用車を変更したときには、校長に申し出て、新たに届出書を提出しなければならない。

（公務使用の手続）

第4条 届出書が受理された場合において、自家用車を運転して旅行する市費負担教員（以下「運転者」という。）は、あらかじめ自家用車公務使用承認簿兼旅行命令・旅費請求簿（第4号様式。以下「自家用車公務使用承認簿」という。）に必要事項を記載して公務使用の申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

2 市費負担教員は、前項の申請に当たり、当該自家用車に同乗して旅行する職員（以下「同乗者」という。）がある場合には、自家用車公務使用承認簿に同乗者の職名・氏名（同乗者が異なる学校に属する場合にあつては、同乗者の所属名・職名・氏名）を記載しなければならない。

- 3 校長は、公用車がない場合又はその利用が困難な場合であって、次の各号のいずれかに該当し、公務使用が必要と認めるときには、第1項の承認をすることができる。
- (1) 公共交通機関がないとき又は著しく不便なとき。
  - (2) 緊急の用務又は災害発生による用務であって、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
  - (3) 勤務時間外における用務であって、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
  - (4) 多量の書類や荷物等を運搬する用務であって、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
  - (5) 用務先が多くの目的地にわたる用務であって、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
  - (6) その他の業務上必要な用務であって、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
- 4 校長は、承認に当たり、届出書が受理されていることを確認しなければならない。届出書の有効期間は、受理された日の属する年度内とする。
- 5 校長は、交通事故の防止や市費負担教員の安全確保の観点から、自家用車の公務使用の必要性を十分に検討した上で承認を行わなければならない。
- 6 校長は、運転者が、病気、けが等で長期の療養休暇を受け、職場復帰後間もないとき又は健康状態が良好でないときには、公務使用を承認してはならない。
- 7 市費負担教員は、安全運転に努めるとともに、公務使用を終えるまでは、職務に専念し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(同乗の手続)

第5条 市費負担教員は、公務使用する自家用車に同乗して旅行しようとする場合には、あらかじめ自家用車公務使用承認簿に必要事項を記載して同乗の申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

- 2 市費負担教員は、前項の申請にあたり、自家用車公務使用承認簿に運転者の職名・氏名を記載しなければならない。この場合において、運転者が異なる学校に属する場合にあつては、運転者の所属名・職名・氏名を記載するとともに、届出書の写しを添付しなければならない。

(旅費等の取扱)

第6条 公務使用に伴う旅費は、公所から目的地まで交通機関を利用して陸路（鉄道を除く）旅行をしたものとみなし、路程2キロメートル以上の場合に、1キロメートル当たり37円を旅費（車賃）として支給する。この場合において、1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 自家用車に同乗することを承認された市費負担教員には、旅費は支給しない。
- 3 自家用車に係る購入費用、燃料費用、自動車税、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険料、交通事故に伴う保険料の割増分、車検費用、交通反則金等の諸費用は、市費負担教員が負担する。

（損害賠償）

第7条 公務使用の承認を受けた市費負担教員が、公務使用中に当該自家用車により他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該自家用車の保有者が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該市費負担教員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。

- 2 公務使用中に交通事故を起こした市費負担教員は、直ちに、負傷者の救護、危険防止の措置及び最寄りの警察署への報告を行うとともに、校長への報告及び協議、加入する任意保険会社への連絡その他の必要な措置を取らなければならない。
- 3 校長は、交通事故を起こした市費負担教員と対応を協議するとともに、自動車安全運転管理規程（昭和41年蒲郡市訓令第1号）第3条第2項第7号の規定により交通事故報告を行い、交通事故の相手方との示談解決に向けて努力するものとする。

（自家用車の修繕）

第8条 公務使用の承認を受けた市費負担教員が、公務使用中に当該自家用車を損傷した場合には、当該市費負担教員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費（相手方のある事故にあつては、相手方からの賠償額を除いた金額をいい、自損事故にあつては、全額をいう。）のうち、自己負担分（車両保険で補填される場合には、車両保険で補填される額を差し引いた額をいい、公立学校共済組合愛知支部から災害見舞金及び災害見舞金附加金が給付される場合には、給付される額を差し引いた額をいう。）について市が負担する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 蒲郡市立学校職員(市費負担)に係る自家用車の公務使用に関する取扱要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の第2号様式及び第3号様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

# 公務使用自家用車届出書 (登録台帳)

年 月 日届出

決裁	校長				承認年月日
					年 月 日

氏名			生年月日	年 月 日		所属			
住所									
免許	取得年月日	年 月 日	免許証番号	第					号
	交付年月日	年 月 日	免許の種類						
公務使用自家用車				任意保険加入状況 (単位:万円)					
車名 (メーカー)	登録番号	車検期間	所有者氏名 (続柄)	保険会社等 の名称	保険期間	対人	塔乗者	対物 (免責)	車両 (免責)
( )			( )					( )	( )
( )			( )					( )	( )
( )			( )					( )	( )

- (注) 1 免許取得年月日欄は「普通免許」の取得年月日を記入すること。 2 公務に使用する可能性のある自家用車すべてを記入すること。
- 3 記載事項に変更があった場合は速やかに届出書を提出すること (すべてを記入)。
- 4 公務使用中に交通事故を起こした場合には、自家用車の保有者が加入する自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)及び任意保険により損害賠償することになります。内容を十分に確認するとともに、届出時に任意保険の加入を証明する書類 (例: 保険証券、契約内容が記載されたカードやはがき、Webページ上の契約内容を印刷したものなど) を提示してください。
- 5 届出時に、運転免許証 (マイナンバーカードを運転免許証として利用している場合にあつては、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリにより表示された免許情報) を提示してください。

蒲郡市教育委員会殿

蒲郡市立

## 公務使用に係る自家用車使用特例許可願

蒲郡市立学校職員(市費負担教員)に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱第3条第3項第3号及び第4号に基づき、下記の者が交通安全に十分配慮し、自家用車の公務使用を願ひ出たので、許可願います。

1 許可対象者

職 名

氏 名

2 特例許可の申出理由

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

第1号様式に必要事項を記入のうえ、そのコピーを添付して本書を教育委員会に提出してください。

第3号様式(第3条関係)

決 裁	校 長			受 理
				年 月 日

年 月 日

殿

職 名

氏 名

## 公務使用に係る自家用車取消届出書

蒲郡市立学校職員(市費負担教員)に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱第3条第4項に基づき、下記のとおり、公務使用に係る自家用車の届出を取り消します。

記

### 1 自家用車

メーカー名	車 名	登録番号

### 2 取消の事由

自家用車公務使用承認簿兼旅行命令・旅費請求簿

旅行命令兼 公務使用承認		旅行 月日	目的地	用務	同乗者 (所属名・職名・氏名)	旅費額			支出科目	請求月日
課長	校長					自家用車	有料道路 駐車場等	合計	備考	支払月日
						km		円	..	
						円	円		..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	
									..	